、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の一 部改正

一号)の一部を次のように改正する。

第五十条

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法

0

規制に関する法律

(昭和二十八年法律第百七十

第一条中「一般の需要に応じ電気を供給する事業又はこれに電気を供給することを主たる目的とする事

業」を 「電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業、 同

項第十号に規定する送電事業及び同項第十四号に規定する発電事業 (その営む事業の事業主又はその営む

事業に従事する者が次条に規定する禁止行為を行うことにより、 電気の安定供給の確保に支障が生じ、又

者をいう。)が営むものに限る。)」に、 っか んがみ」 を「鑑み」に改める。

は生ずるおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定する発電事業者

(同項第十五号に規定する発電事業